

第六十二号議案

江戸川区情報公開条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月二十六日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区情報公開条例の一部を改正する条例

江戸川区情報公開条例（平成十三年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

第七条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、第五条第二項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があつたときは、当該請求を拒否することができる。

第八条第二項中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改める。

第十一条第二項中「（」の下に「第七条第二項又は」を加える。

第十五条第二項第一号中「第七条第二号ロ」を「第七条第一項第二号ロ」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第十六条に次の二項を加える。

3 開示決定を受けた者が当該開示決定に基づく行政文書の開示を受ける期間は、第十一条第一項の規定による通知があつた日から三箇月以内とする。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないうことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する正当な理由がないのに開示決定を受けた者が開示を受けないときは、当該開示決定に係る情報は、当該開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。

第十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているため、被覆の処理をして開示を実施する場合における当該行政文書に係る被覆の処理に要する費用は、開示請求者の負担とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた行政文書の開示の請求について適用し、施行日前にされた行政文書の開示の請求については、なお従前の例による。

(説明)

適正な開示請求権の行使がされるよう権利の濫用に係る規定を明文化するとともに、行政文書の開示を受ける期間を三箇月とする規定及び不開示情報の被覆処理に要する費用を開示請求者が負担することとする規定を追加するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。